

誓 約 書

法務省大臣官房人事課長 殿

私は、法務省において「法務省体験プログラム」による実務実習を行うに当たり、下記の事項を遵守することをここに誓約します。

記

- 1 実習に関して、法務省の指示に従うとともに、実習期間中は実習に専念すること。
- 2 正当な事由がある場合を除き、実習を欠務しないこと。正当な事由により実習を欠務する場合は、事前に法務省に申し出てその指示に従うこととし、やむを得ず事前の申出ができない場合は、事後、速やかに法務省に連絡すること。
- 3 国家公務員については、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること（国家公務員法第99条）等に鑑み、実習期間中、これらに類する行為を行わないこと。
- 4 実習中知ることのできた秘密（国家公務員法第100条に定めるもの）については、実習期間中及び実習期間終了後においても、何人に対しても漏らさないこと。
- 5 実習の成果として論文等を外部へ発表する場合は、事前に法務省の承認を得ること。

令和 年 月 日

△△大学（大学院）

○ ○ ○ ○